

明治四年辛未十一月



萬國新聞

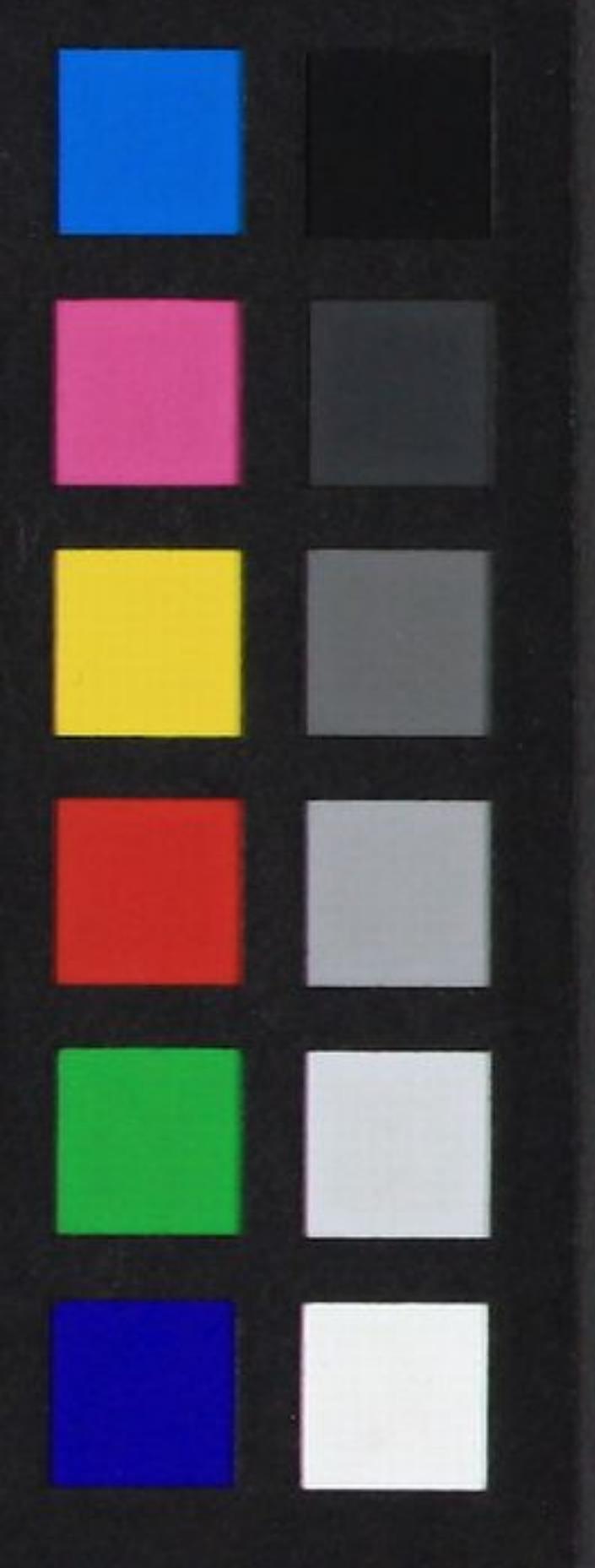
第十號

東京書林

北畠茂兵衛
山中市兵衛

18
115
10

3 2 1 0 8 9 7 6 5 4 3 2 1 0 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23



115

萬國新聞第十號

米國新聞拔萃

横濱一千八百七十一年第十九月十三日我七月廿九日水曜日

今度日本南方諸部の大兵を東京ふ來集せしめし事及び國主等變革の事ハ久しく風聞あり乍ら如く全く大政改革に基なるを信用次此變革は最大事件ハ左の 天皇陛下の詔書を以て見候をし

夫れ維新の秋よ當て下民の窮乏を救ひ各々產業拔得せしめ其福報與へしむ候ハ朕は願ひあれハ徒ニ沈默済を過み

非汝最を盡力を要汝政府の力を集め同心盡力さハ必汝其功あリテ事を信用ヒ朕先達て藩を置キ其國郡は事務と聞ラズ事を命セしら今度其國主の權を廢し知事ふ替ヘ各々其務を勤め志めモと欲汝然れども數百年の間其國主銘々一個の法則を立て朕の命令又拘ハラズ或ハ其任み堪ヘリ志マ殆マと徒ふ國主の名を有汝る而已ふ畠者アヒ此の如き形勢ある故下民等其福を得ル能ハニ其產業を安せヒ朕是を患ふる事日久し因て往昔より傳ふる處の區々の侯國封邑を廢し以マ縣とあレ下民を救助せムト欲ニ汝職務又勤勞に畠者能く是モと體シ無益の事を省キ無益の費を除キ且ナ煩ムと法を廢せよ

右 天皇陛下出御の上參議全權より參朝せる諸國は參政の者へ宣言

明治四年辛未七月十四日

此詔書の如ク往昔は封邑或ハ國內政體み關は處の事ハ一度ニ廢止し政府も亦 天皇陛下の法則ニ屬せバ去失とも一はキ之。拒む者或ハ新規改革ニ故障を生ひる者あると聞ヒ如此なれハ我等自然疑ひ思ふ處アリ是等の國邑を領せし者と如何ふ所置せらるゝや其人民及び國土を如何ふ支配せうだくや侯伯ハ其臣民等の首領又して其裁斷を爲

にへき第一の全權なに然きとも斯の如く變革に至る時ハ其所有の武器船或ハ其他の物と共ニ其國證と臣下に引渡しを命ぜし然れハ臣下ハ却て即ち獨立とあるら如し是等の國主の内みて其職み任ゆる者ハ其官職み復し其祿を賜ふるゝ併し凡て以後東京ハ帝都一へ居住せらるゝ是ハ必に職ふ供給者と一致し面倒を生ずる者あれど一然きとも國主等の借財ハ政府ふて引受らきむに國主是迄の怠惰を廢し職務ふ勤勞に至る或ハ是迄人ふ對志と威力を標示せし兩刀を止め農作は道具を取ぬゝ至るし到底全國住民の内十分一ハ此の如き遊惰の貴族よどく實に素餐

の人(原語ハ國民の蒸餅を食ひ耗し人)と謂ふる者ふに南方四家の國主薩摩長州鍋島土佐ハ舊政府の時十八諸侯の内よして富巨萬と重ねた當時より於てハ大政改革の首頭よ志と實よ是等ハ即ち政府ふて凡て天皇陛下は輔佐官及び諸局の長官ハ皆彼等の支族よて出るた此等の人々皆四個年前六君の治世を廢し御門即ち眞の日本帝と大寶を躊躇ましめる者みて又己れの國邑を奉還し且て他の諸侯も同様に土民を返上せしめふる者ふ但し他の諸侯と少しき異ふれ所ハ只元と其臣下の者を新政府の重官み命せしめるのみ當今天皇陛下以前ハ政ニ關せ抗疏

帝として即ち神の正裔と名付る下民は其人種の宗と呼へ
た如其大切なる物なれハ四家は國主も眞の國帝と志を萬
機陛下の聖慮の出處如く尊奉せに併し時勢の然らしむる
處ある所也○彼國民を大別して二種と爲す其一と士と云
ふ侯伯に親しき者ふして苦役役をうる者と云ふ一ハ
尋常の人民として各々其生計の爲めと勞力役を拂者を云
ふ是迄農人及び商人等を殊み輕蔑せしむ此變革にて其癖
を去り階級を得る者ハ必次其功勞と依頼するを以て穢多即
ち革細工人の如きも其類を平民に列ぶ入りあり如此なれ
ハ故障なく人を雇ひ入るゝ事と少しも欠く事をられて
一

有能の者ハ勿論此變革を悦び彼の侯位を廢せらるゝ輩
を聊る怨を巻きこあるが故にし今度ハ外國人の需と俟る
に至り全國を外國貿易の爲め開くをしと云ふ

ジャパンガゼット新聞

明治四年辛未十月十九日刊行

奥地利國ユルヘット形ファサマ艦遙々東方に向ひ來らる
とて紅海越航海中バーベルマンデル銃の瀬戸の邊みて沙
洲より乗て揚々最も悲き難事に會ひ蒸氣機關ハ損失更
に其用を爲す次して船を浮かれ事能ハ次滌甌乃養管ハ砂
に閉塞せらきて甌内は海水を注入する事能ハ次故に一滌

甑ハ終ニ燒ク付キ又一滌甑も其用ト爲シニ種々の方畧哉
用ヒテ此船を浮ヘマト欲次キシモ皆無益みあマモレハ碗
錫鑽索大砲彈藥其他船中に積ある重き物ト海岸ヘ陸揚シ
其船隊の内ヨア此を防守シ如此次ルニ夜ハハイナジヤカ
ラス皆獸の名及ヒ其他猛獸ニ劫ム仇キ日中ニ亞刺比亞
人群ニ成ルテ襲ヒ來マ番兵を害シト物を奪ハシト次故ニ
中ヨハ争ニ是を殺セリ漸く五日を経テ一同盡力シ開洋次
ルを得アデン銘ヘ向ク出帆セマ併此ユルヘツト形の船體
ヨハ少ホの損傷あら近キハ新嘉波銘レンカボーレヘ着セキ事必セマ此
破損ムテ器械ハ全く其用を爲シケルハ帆を以テ開洋次ル

シムヨシ此艦の總裁此難事乃發ヒ召前ヨリ不快よりシム
漸く勵み遂終テ遂に寢所ニ附ム故ニ其官を第一副官ト
讓キマト云

ユーペンハーデンよアの書ム云く今度支那日本傳信機社
中ヨテ蘇格蘭の北ヨアセトランド綱フハロー島氷海緑海
を通シ夫ヨアラブラドー九銘ヨアダウス海峽を横切り歐
羅巴と亞米利加との間ニ傳信線を沈め通信を開ラセとの
目論見シムヨシ

當時プラート九ニ於テ維納展觀場を建テ掛マリ其建物長
五百五メートル(一メートル約我三尺)幅二百五メートル

ニホン中央ニハ長キ樓閣アリ四方ニモ亦樓閣陸續セマ中
ニ鍼は圓ニ建家アリ高さ七十九メートル直徑百二メートル
九其内重立アル樓閣ハ幅廿五メートルアリ四方ニ樓閣ハ
幅十五フヒート長さ七十五フヒート此樓閣は間ニ幅三拾
九メートルニ露地アリ地ニ置テ觀察ヘキ諸物を此中に出
レニシ總計建物の坪數十萬三千方メートル九半觀せ物矣
大ニシ建家との間ニ露地を設ケテ各別ニ離セラリ是ハ火
災ニ防守の爲めアリ又別ニ廣殿アリ器械を置ケ爲めアリ
其長さ八百九メートル九幅三拾八メートル半京

ジャパンヘラルド新聞第二千五百一號

明治四年辛未十月廿四日横濱刊行

一昨夜北日耳曼旅館(横濱旅店の名)の馬車小屋の門を破壊
シ結構アル馬車燈器一對を盜マリセラ然るニ翌日右旅館
の小使一人同館支配人の衣類幾多を取マテ出奔せし者ア
リ必次此者の所爲なる也シと評ム

ジャパンヘラルド新聞

明治四年辛未十月廿五日刊行

島原の茶屋今度前ニ諸大名及び東京ニ着の上役を奉ヒアリ
シ者之内邸を持テ次又兼て用意セし場所無之者ヘ貸次ア
リ事ニ政府より命セシミナリ坐敷料ハ十疊ニ付一個月一

兩二分六疊ハ一ヶ月三分二朱下男は月俸一ヶ月二分なり
第一等の客ハ三度乃食及び泊賃共十一匁即ち凡そ三朱な
れ第二等ハ十匁即ち凡そ二朱と四百文なり第三等ハ六匁
五分即ち一朱と三百文あり以前ハ日本帝國大名とて威
を震ひし者ら何故よ個様ニ落ち志や彼等ハ階級威力を剥
らき且は難儀する場所へ退く況甘決るを見へあマ何見乃
國よケ様なシ類あるや我等更ニ知ら次

新知事ニ替りより裁判所ニ於て大變革あり我等前知事
井關の頃よだ能き規則該取極めらき事。ニ希望に前知事
ハ已此の主意ふく凡て事を行ふ前東京は命を得候きハ能

ハ依然るよ今度の知事ハ専ら獨斷ニ志ニ萬一不正の事あ
らハ抽てして其陳謝を爲源也」とより故に國人専ら尊敬
せマ

